

日 期 日(期間)

時 間

所 会 場・場 所

対 象

人 定 員

内 容

講 師

持 持 物

費 用

締 締 切 り

申 申 込 方 法(申 込 先)

問 問 い 合 わ せ 先

電 電 子 メール ア ド レ ス

HP

ホームページアドレス

あらかわ 情報の森

費用の記載がない事業は無料です。原則、全〇回は全日程の参加が必要です

- ①事業・イベント名
- ②〒住所*
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号
- ⑤以降にその他の必要事項(各記事に明示)

はがき・ファクス・電子メール等の記入事項

- 往復はがきは、返信面に住所・氏名を記入
 - 電子メールは、件名に事業・イベント名を入力
 - 指定がない限り、申し込みは1人(1組)1枚
 - 宛先は、各記事の申し込み先へ
- *区内在勤・在学の方は、②で勤務先(住所)・学校名を記入してください

お知らせ

町屋文化センターが休館

日 10月29日(水) 設備点検
 町屋文化センター
 ☎(3802)7111

荒木田・汐入ふれあい館が休館

日・所 ▶12月7日(日)…荒木田ふれあい館 ▶12月14日(日)…汐入ふれあい館 設備点検等
 町屋文化センター
 ☎(3800)1981
 ▶汐入ふれあい館
 ☎(3806)9928

マイナンバーカードの休日窓口を開設

日 10月12日・26日(日) 時 ▶午前9時～正午 ▶午後1時～5時
 所 セントラル荒川ビル4階(荒川2-1-5) 設備点検等
 カードの交付・電子証明書の発行手続き等 ※カードの受け取りには予約が必要
 町屋文化センター
 ☎内線3737

10月は骨髄バンク推進月間

骨髄移植等による治療は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法です。
 ドナー登録することで、患者を救う手助けとなります。ご協力をお願いします。
◆骨髄等提供者へ助成金を交付
 例次のすべてを満たす方
 ▶日本骨髄バンクにドナー登録している ▶患者に骨髄等の提供をした ▶提供時に荒川区に住民登録がある
 町屋文化センター
 ☎内線422

赤い羽根共同募金

寄付金は、地域福祉の推進を目的とする事業に配分します。ご協力をお願いします。
 日 10月1日(水)～31日(金)
 町屋文化センター(福祉推進課内) ☎(3802)3953

第40回川の手荒川まつりのステージ出演者を募集

令和8年4月29日(日)に南千住野球場で開催予定の川の手荒川まつりのステージ出演者を募集します。
 例次のすべてに該当する団体 ▶出演者全員が区内在住・在勤・在学 ▶構成員が10人以上 ▶活動・出演内容が、公序良俗に反しない ▶政治・宗教・営利を目的としない ▶7グループ(抽選) ※応募は1団体1グループまで ▶音楽・ダンス・舞踊等 ※1グループ10分間(入退場含む)。アンプ等を使用する楽器の演奏は不可 締 10月31日(金)必着 ※結果は12月中旬に通知予定
 町屋文化センター
 町屋文化センター
 ☎電子メールで、4面上段を参照し

①と代表者の②～④の記入事項と⑤団体名⑥出演内容⑦出演人数を、川の手荒川まつり実行委員会事務局(観光振興課内) ☎内線3563
 ☎kankou@city.arakawa.tokyo.jp

荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会

日 10月9日(水) 時 午後6時30分～8時30分 所 区役所5階大会議室
 人 10人(抽選) 設備点検等
 町屋文化センター
 ☎(3802)4790

令和7年度行政評価の結果を公表します

行政評価は、区の政策・施策・事務事業・施設を分析・評価し、改善や予算編成等に活用しています。
 結果の閲覧 区役所地下1階情報提供コーナー、各図書館、荒川区ホームページ
 町屋文化センター
 ☎内線2111

暮らし

介護保険料の納付書を送付

令和7年度10月～3月分の介護保険料の納付書を、10月中旬に送付します。金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、各区分事務所、区役所2階介護保険課で、納期限までに納めてください。口座振替を希望する場合は、お問い合わせください。
 町屋文化センター
 ☎内線2441

特別区民税・都民税・森林環境税(普通徴収)第3期分の納期限は10月31日(金)

スマートフォン決済アプリで納付書のeL-QRを読み取ると、電子マネーで納付できます。なお、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、区役所2階税務課、各区分事務所等で納めることもできます。口座振替を利用している方は、納期限日に振り替えます。残高を確認してください。
 町屋文化センター
 ☎内線2332

ひきこもり当事者の居場所「ごろリンク」

日 10月11日(土) 時 午後6時～9時
 所 アクロスあらかわ2階会議室
 町屋文化センター
 ☎電話・ファクス・電子メールで、4面上段を参照し①・③・④の記入事項を、荒川区社会福祉協議会 ※匿名の申し込みも可
 ☎(3802)3338
 FAX(3891)5290
 ☎gorolink@arakawa-shakyo.or.jp

成年後見制度相談・説明会と権利擁護相談

◆司法書士による成年後見相談
 日 10月14日・28日(火) 時 午後2時～4時 人 各2人(申込順)
 ◆弁護士による権利擁護相談
 日 10月23日(水) 時 午後2時～4時 人 3人(申込順)
 ◆社会福祉士による成年後見制度説明会
 日 11月5日(水) 時 午後1時30分～3時

町屋文化センター
 町屋文化センター
 ☎電話・ファクス・電子メールで、4面上段を参照し①～④の記入事項を、あんしんサポートあらかわ(荒川区社会福祉協議会内)
 ☎(3802)3396
 FAX(3891)5290
 ☎koukensoudan@arakawa-shakyo.or.jp

福祉のなんでも相談会

日 10月16日(木) 時 午後2時～4時
 所 南千住図書館地下1階視聴覚室
 町屋文化センター
 ☎福祉・生活の心配事の相談
 町屋文化センター
 ☎(3802)3338

不燃化特区住まいの相談会

日・時 ▶10月17日(金)午後5時～8時 ▶10月18日(土)午前9時30分～午後0時30分、午後2時～5時
 所 生涯学習センター1階第1会議室
 町屋文化センター
 ☎不燃化特区内に老朽木造建築物・土地を所有している方 人 各9組(申込順) ▶老朽木造建築物の建て替え・除却に関する相談・講座
 町屋文化センター
 ☎電話で、住まい街づくり課防災街づくり係 ☎(3802)4319

子育て・教育

就学奨励費の申請を受け付け

特別支援学級等に就学するための経費の一部を支給する、就学奨励費の申請を受け付けます。
 町屋文化センター
 ☎区内在住で、公立小・中学校に就学し、区の認定基準(所得制限)と次のいずれかに該当する児童・生徒の保護者等(就学援助を受給している方を除く) ▶特別支援学級(都立特別支援学校を除く)に在籍している ▶通常学級に在籍し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する ▶通級指導教室に通級している ※都立特別支援学校に就学している方は、各学校にお問い合わせください 締 10月15日(水)
 町屋文化センター
 ☎区立小・中学校へ就学している方…各小・中学校 ▶区外の公立小・中学校へ就学している方…申請者名義の預・貯金通帳等を持参し、区役所3階学務課学事第二係
 町屋文化センター
 ☎内線3338

荒川区奨学生を募集

令和8年度高等学校等入学予定者の奨学金(入学資金)の募集を開始します。
 例次のすべてを満たす方
 ▶令和8年4月に、学校教育法に規定する高等学校・高等専門学校・専修学校高等課程に入学を予定している ▶令和7年4月以前から、引き続き区内に住所を有している ▶成績優秀だが、経済的理由により高等学校等への入学が困難である ▶在学している中学校からの推薦がある ▶ほかの公的制度により、同種の入学資金を併用して借りる場合は、その借入金額が、本奨学金の貸付限度額に満たない 貸付限度額 ▶国・公立高等学校等…10万円 ▶私立高等学校等…50万円
 返還免除の条件 区内に3年以上在住し、特別区民税を2年度分以上納付すること等(高等学校等または上級学校の卒業後5年以内)
 応募方法 必要書類を在学から受け取り、在学へ提出 ※区外在学の方は、お問い合わせください
 採用可否 審査後、学校を通じて通知 締 11月28日(金)
 町屋文化センター
 ☎学務課学事第二係
 ☎内線3337

あらかわエコセンター 日曜開館

日 10月12日(日) 時 午前9時～午後1時 設備点検等
 ◆xChange ～キッズとベビーのための子ども服交換会
 町屋文化センター
 ☎午前9時30分～午後0時30分
 町屋文化センター
 ☎子ども服3点(毛玉・染みのない洋服) ※特に130～150cmの服
 町屋文化センター
 町屋文化センター
 ☎あらかわエコセンター2階環境実習室1
 町屋文化センター
 ☎NPO法人エコ生活ひろめ隊
 ☎070(6521)7651
 ※金・土・日・祝等を除く、午前9時～午後5時

地域子育てサポーター養成講座

日 10月29日(水) 時 午後7時～9時20分 所 区役所3階304・305会議室 町屋文化センター
 町屋文化センター
 ☎区内で子どもに関わる活動・仕事をしている16歳以上の方 人 30人(申込順) ▶発達に気になる子どもを地域で育む方法 ▶子どもと家族のメンタルクリニックやまねこ院長・田中哲氏 締 10月21日(火)午後5時
 町屋文化センター
 町屋文化センター
 ☎来所・電話・電子メール・荒川区ホームページで、4面上段を参照し①～④の記入事項と⑤電子メールアドレス⑥活動内容・団体名⑦講師への質問・相談内容を、区役所3階生涯学習課生涯学習事業係
 町屋文化センター
 ☎(3802)4575
 ☎manabi.entry@city.arakawa.lg.jp